

確定申告の用紙が変わりました

確定申告書と納付書の用紙が変わりましたので、次の点に注意し記載してください。

確定申告書

① お送りした申告書を必ず使用してください。

書き損じや譲渡所得などがあるため、別の申告書を使用されたときは、お送りした申告書を必ず添付して提出してください。

② 二枚複写になっていますので、ボールペンで力を入れて書き、二枚とも切り離さずに提出して

ください。

③ 赤字となる金額には、数字の前に△印をつけてください。

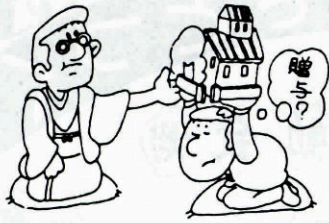
納付書

① お送りした納付書を必ず使用してください。

② 三枚複写になっていますので、ボールペンで力を入れて書いてください。なお、振替納税を利用されている方は所定の用紙に記入のうえ申告書に添付して提出してください。

贈与と税金

昨年中に贈与を受けた財産の価額を合計して、六〇万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければ



ばなりません。

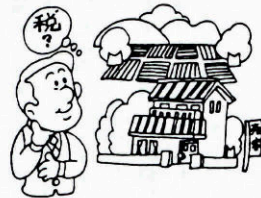
贈与税の申告と納税は、二月一

土地や建物を売ったときの税金

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、他の所得とは

分離して所得税を計算します。譲渡所得は売った土地や建物を

いつから所有していたかによって「長期」と「短期」に区分します。昭和五八年中に土地や建物を売った場合には、取得時期が昭和四七年一月三十一日以前の場合を「長期譲渡所得」、昭和四八年一月一日以後の場合を「短期譲渡所得」として、それぞれ次の方法で所得税を計算します。



日から三月一五日までです。金銭のやりとりをしないで、親が所有していた土地建物を子の名義に変えたり金銭の貸借形式をとっていても「ある時払いの催促なし」のように実質的に贈与と認められるものについては、贈与税がかかります。

また、夫婦間で住宅などの贈与が行われた場合は、一定の要件のもとに、基礎控除六〇万円のほかに「配偶者控除」として最高一千万円までの控除が受けられる特典があります。

期限内に正しい申告と納税をしましょう。

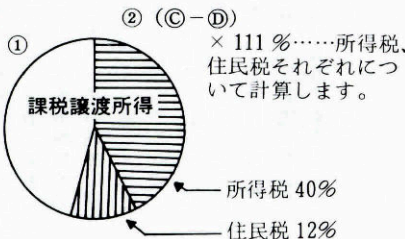
一、長期譲渡所得の税金の計算
譲渡所得ー特別控除（通常は百万円）＝課税譲渡所得
譲渡所得から特別控除を差し引いた課税譲渡所得が四千万円を超えるかどうかにより下図のように計算します。

二、短期譲渡所得の税金の計算
短期譲渡所得には、通常、特別控除はありませんから、そのまま課税譲渡所得になります。

税金の計算は下図のとおりです。

短期譲渡所得の税金の計算

①と②のどちらか多い額

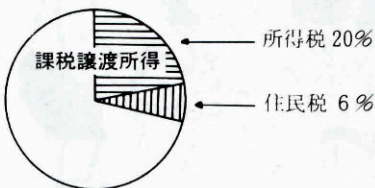


C = (その他の課税所得 + 課税譲渡所得 - 50万円) × 税率
D = その他の課税所得 × 税率

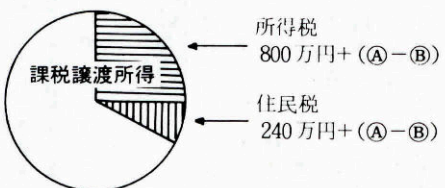
その他の課税所得とは、譲渡所得以外の所得から配偶者控除、扶養控除、基礎控除、保険料控除などを差し引いた額です。控除額は所得税と住民税で異なります。

長期譲渡所得の税金の計算

① 課税譲渡所得が 4,000 万円までのとき



② 課税譲渡所得が 4,000 万円を超えるとき



A = (その他の課税所得 + 課税譲渡所得 × 1/2) × 税率
B = (その他の課税所得 + 2,000 万円) × 税率

納税相談

昭和58年度の納税相談を次のとおり行います。申告方法、その他わかりにくいことなどご遠慮なくご相談ください。

場所

油谷町役場三階

大会議室

相談日

3月1日(木)・

2日(金)

受付時間

午前9時から

午後4時まで

